

【厚生科学審議会疾病対策部会クロイツフェルト・ヤコブ病等委員会提出資料（平成19年4月20日）】

クロイツフェルト・ヤコブ病診断以前の脳外科手術事例について

1 現状

脳神経外科手術を行った患者が、後に CJD と診断された場合、脳神経外科手術の器具を介した医源性 CJD 感染のリスクが指摘されている。

我が国において、既に平成16年から3例報告例があり、同じ手術器具を使用した他の患者（リスク保有者）に対して献血などを行わないように告知等を行ったところである。また、通知を発出し、都道府県、関係団体等に対し適切な消毒方法の周知・徹底を図ってきたところである。

今回、このような事例が更に2例発生したため、クロイツフェルト・ヤコブ病サーベイランス委員会の意見等をふまえ、当該医療機関に対してリスク保有者に対して告知等を行うよう指導を行った。

なお、英国 CJD インシデントパネルにおいては、通常の消毒法が取られている場合は、手術器具に付着したプリオンの病原性が約10回の通常の消毒にて除去されるとのことから、CJD 患者の手術後同一器具使用の最初の10名をリスク保有者として記録し、必要に応じて告知等の対象としており、これを参考として対応を行った。

2 医療機関への対応

1) 4例目

CJD と後に診断された患者への手術後、6名の者に対して手術を実施した CJD 患者と同一器具により手術が実施された。また、手術の後に手術器具により職員が右肘部を受傷した。よって7名をリスク保有者と考え、平成18年11月20日に病院に対して告知を実施するよう指導した。

2) 5例目

CJD と後に診断された患者への手術後、同一器具を用いた手術は行われておらず、その後同一器具に対して異常プリオンに対応する滅菌が行われたため、告知の対象はなしとした。

(※) 各事例（1例目から3例目までは既に報告済み。参考資料1）

	同一手術器具使用者数	告知者数
1例目	11名	11名
2例目	23名	10名
3例目	12名（8名+4名）	12名
4例目	7名（6名+1名）	7名
5例目	なし	なし

クロイツフェルト・ヤコブ病リスク保有者に関する 医療機関の当面の対応について

外科手術に関連したクロイツフェルト・ヤコブ病（CJD）の感染の危険のある患者（以下「リスク保有者」と言う。）について以下の対応をとる。なお、告知及びフォローアップに関する技術的助言は厚生労働科学研究プリオン病等に関する調査研究班から受けることが可能である。

※ リスク保有者とは、英国 CJD インシデントパネルの例により、CJD を発症した患者に対して発症以前を含め行った脳神経外科手術以降に、同一器具を用いた手術を受けた患者のうち、最初の10名程度の患者とする。

1. リスク保有者への主な告知事項

医療機関よりリスク保有者に対し、精神心理的影響及び人権へ十分配慮した上で以下の事項を説明すること。

(1) 日常生活等での留意事項

- ・ 今回受けた手術での通常の感染対策
- ・ CJD に感染する危険性
- ・ 通常の生活で他者へ CJD を感染させる危険はないこと
- ・ 定期的に（1年に少なくとも1回は）手術を受けた医療機関を受診すること

(2) 医療機関受診の際の留意事項

- ・ 脳・脊髄への外科手術を受ける場合はフォローアップしている脳外科医に相談すること
- ・ 腹部手術、交通外傷については主治医にリスク保有者であることを伝えること
- ・ 日常診療については、原則として感染させる危険がないので、リスク保有者であることを申告する必要はないこと

(3) 献血、臓器提供等の際の留意事項

- ・ 献血、移植のための臓器・骨髄、角膜等の提供は控えること

2. リスク保有者等のフォローアップ

(1) リスク保有者

リスク保有者に対しては、手術を行った日より10年間のフォローアップをすること。リスク保有者に症状の変化など見られなくとも、1年に少なくとも1回は下記項目を定期的に確認し、その結果について厚生労働省健康局疾病対策課へ連絡されたい。なお、フォローのための費用は、基本的な診察と、二次感染による CJD を疑わせた場合の診断に必要な検査については、医療機関の負担とすること。

【確認項目】問診と診察（内科学的、神経学的診察）

必要に応じて脳波、髄液、MRI 検査など

(2) リスク保有者より以降に脳神経外科手術を受け、告知をしなかった患者

CJD 患者への手術後に同一器具で脳外科手術を受けた患者で、今回は感染の危険が低いと判断して告知を行わなかった患者についても、後向き調査が可能となるよう、手術を行った日より少なくとも10年間、カルテを保存すること。